

平成 23 年 4 月 10 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人 殿

茨城県知事  
橋本 昌

解除検査の結果について

このことについて、別添のとおり提出します。

## 茨城県産原乳の分析結果について

測定機関：茨城県環境放射線監視センター

地域	所在地	放射能濃度 (Bq/kg) 〔上段：放射性ヨウ素〕 〔下段：放射性セシウム〕					
		第1回		第2回		第3回	
		採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値
里美CS	常陸太田市	3/30	11	4/5	6	4/10	5
			検出せず*		検出せず*		検出せず
県央CS	笠間市	3/30	18	4/5	6	4/10	5
			4		2		検出せず
本新酪農組合	稲敷市	3/30	23	4/5	11	4/10	7
			3		1		2
利根酪農組合	河内町	3/30	39	4/5	18	4/10	10
			8		6		5
県西CS	常総市	3/30	10	4/5	5	4/10	3
			2		1		検出せず

## 指 示

平成23年4月10日

茨城県知事  
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年3月23日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年3月21日付け指示については、引き続き措置されたい。

### 記

貴県において産出されたパセリについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

(参考1)

## 指 示

平成 23 年 3 月 23 日

茨城県知事  
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

### 記

貴県内において産出された原乳及びパセリについて、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

(参考2)

指 示

平成28年8月21日

茨城県知事  
橋本 昌 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

各県におかれては、それぞれ次に掲げる品目について、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- ① 福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたホウレンソウ及びカキナ
- ② 福島県において産出された原乳